

# 文教委員会追加資料

## 2 所管事務の調査（報告）

### (1) 川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業について

- ・平成27年度地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業補助金確定額について

こども未来局

（平成30年2月14日）

平成27年度地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業  
補助金確定額について

(社会福祉法人厚生館福祉会愛児園学童ホール)

1 補助対象期間

平成28年1月～3月

2 平成27年度補助金確定額

申請事業費 (活動場所の賃料)	補助対象経費認定額 (活動場所の賃料)	補助金交付額	補助金確定額
4,200,000円 @350,000×12か月	1,050,000円 @350,000×3か月	525,000円	525,000円

3 支出根拠

川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業補助金交付要綱 (H28.1.8 施行)  
(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 活動場所の賃貸借料 (共益費を含む。)
- (2) 活動場所の光熱水費
- (3) 地域との交流を目的とした活動に係る経費
- (4) 活動場所の安全対策に係る補修・設備設置に関する経費  
(補助金の額)

第4条 市長は、予算の範囲内において、前条に規定する経費の2分の1かつ100万円を限度として補助金を交付することができる。

- 2 前項の金額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

4 現在の対応

年度途中で事業を開始する場合は、開始月からの月割り額を上限とする。

川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業補助金交付要綱 (H29.4.1 施行)  
(補助金の額等)

第4条 略

- 4 補助金の額は、補助対象期間中に補助対象事業を実施しない月があるときは、その月数に第1項及び第2項の規定による補助金の額の月割額を乗じて得た額を当該補助金の額から差し引いた額とする。

川崎市こども未来局青少年支援室  
044-200-2667 (内43301)